

古賀市空家等対策協議会

設置目的

空家等対策の推進に関する特別措置法第7条第1項の規定に基づく空家等対策計画の策定、その他空家等の適正管理に関し、専門的な見地及び市民の立場から広く意見を求めるため。

設置根拠

空家等対策の推進に関する特別措置法第7条第1項
古賀市空家等対策協議会条例

所掌事務

- ・ 空家等対策計画の策定及び変更並びに実施に関する協議
- ・ 空家等が特定空家等に該当するか否かの判断に関する協議
- ・ 特定空家等に対する措置の方針に関する協議
- ・ その他空家等に関し必要と認められる協議

設置年月日

平成28年8月18日

委員数

8人

以上